



6 消安第 4401 号
令和 6 年 11 月 5 日

北海道農政事務所消費・安全部長 殿
各地方農政局消費・安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

クロルピクリン剤による農薬事故防止に対する更なる対策について

クロルピクリンを含有する農薬（以下「クロルピクリン剤」という。）については、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 8 条で被覆を要する農薬として規定されており、その適正な取扱いについて、「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について」（令和 2 年 3 月 11 日付け元消安第 5645 号農林水産省消費・安全局長通知）や「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの再徹底について」（令和 6 年 2 月 14 日付け 5 消安第 6645 号消費・安全局農産安全管理課長通知）、毎年実施している農薬危害防止運動等により、都道府県等を通じた指導をお願いしているところです。

農林水産省では、これまでも、講習会等における適正使用の周知、ほ場巡回、農薬を扱う販売店を通じたクロルピクリン剤の適正使用に係るチラシの配布等を通じて、農家への指導を行ってきたところですが、行政のみならず民間団体においても独自の取組が検討・実施されることで、クロルピクリン剤の適正使用の更なる普及・啓発に繋がると考えております。

今般、クロルピクリン工業会は、農薬を扱う各販売店に対し、農薬使用者へのクロルピクリン剤の適正使用の徹底に係る啓発を行うよう、別添のとおり協力を求めることとしています。

つきましては、農薬使用者に対して当該取組についての協力を求めるよう、また、農薬事故防止に向けて、当該取組も活用しながら農薬使用者によるクロルピクリン剤の適正使用の一層の徹底を図るよう、貴管下都道府県に対し引き続きの指導をお願いします。

令和6年11月5日

販売店様各位

クロルピクリン工業会

クロルピクリン剤の購入者からのチェックシート回収のお願い

平素より格別な御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、クロルピクリン剤の使用の際に被覆をしないなど、クロルピクリン剤の使用者様の作業管理不備による臭気被害が頻発しており、弊会として何らかの対策を講じる必要があると考えています。

本件に関し、農林水産省は、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成15年農林水産省・環境省令第5号)第8条において、「農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。」と定めています。また、クロルピクリン使用時の被覆や周辺住民及び環境への配慮、保護具着用の徹底等と呼びかけるポスター及びチラシを作成し、関係機関に配布しております。

この度、クロルピクリン剤の適正使用の一層の徹底を図るため、農林水産省とも相談の上、クロルピクリン剤の購入者様全員に、チェックシートを記入・提出していただくことといたしました。あらかじめ添付のチェックシート下部に販売店様の組織名を御記入の上、クロルピクリン剤購入者様にチェックシートを御記入いただき、販売店様にて回収の上保管していただきますようお願いいたします(下記参照)。

御多用な折、お手間をおかけいたしますが無被覆などによる臭気被害撲滅のため、何とぞ御協力方、宜しくお願いしたく存じます。

記

<チェックシートの活用方法>

- (1) 添付チェックシートの下部に販売店様の組織名を御記入ください。
- (2) クロルピクリン剤購入者様に、添付のチェックシートへの必要事項の記入を御依頼ください。
- (3) 記入後回収いただいたチェックシートは保管をお願いします。保管期間は、劇物譲受書の保管期間である5年間を目安としていただけますと幸いです。
チェックシートには記入年月日及び購入者様のお名前(法人の場合は法人名)を御記入いただくよう、お願いいたします。
- (4) クロルピクリンを使用する圃場が住居等の周辺にあると想定される場合は、周辺住民等に健康被害が生じないよう、被覆資材としてガス難透過性フィルムを使用し、また、高温時や住宅が風下になるといった場合はクロルピクリン剤の使用を控えることをクロルピクリン剤購入者様に確認してください。上記対応が難しい場合は、他の土壌消毒剤使用を検討するように勧めてください。
- (5) 本件に係る問合せなどがございましたら、下記まで御連絡いただきたく存じます。

TEL:03-3553-7050 e-mail:jcma@chloropicrin.jp クロルピクリン工業会事務局

※チェックシートの活用方法については、令和7年1月中旬に、クロルピクリン工業会のホームページ(下記URL)に掲載いたしますので、御参考としていただけますと幸いです。

<https://www.chloropicrin.jp/fn/shiryo.html>

以 上

クロルピクリン剤の安全・適正な使用確認のためのチェックシート

★クロルピクリン剤(以下)は、強い刺激臭があり、使用後に被覆が必要な土壌消毒剤です。

南海クロールピクリン、カヤクロールピクリン、ニッカクロールピクリン、三井東圧クロールピクリン、クロピク80、ドジョウピクリン、ドロクロール、ダブルストッパー、ソイリーン、クロルピクリン錠剤、クロルピクリン錠剤 JM-MINAMI、クロピクフロー、クロピクフローMN、クロピクテープ

★つきましては、クロルピクリン剤を購入される際には、以下のチェックシート記入の御協力をお願いいたします。

クロルピクリン剤の使用によって周囲に迷惑をかけることがない様、必要に応じて周辺住民の方等に事前周知するとともに、私(法人の方は所属する生産組合)は次の事を遵守いたします(確認したら□に✓)。

- ❑ クロルピクリン剤の使用後は、ポリエチレンシート(膜厚 0.03mm 以上)、塩化ビニール等により、速やかに被覆を行います。(クロピクフロ-、クロピクフロ-MNは被覆後に使用)
- ❑ クロルピクリン剤を住宅等に近い圃場で使用する際には、以下の対策を追加で検討します。
 - ① ガス難透過性の被覆資材(ハイバリア-、バリアースターV など)を使用する。
 - ② 高温時や住宅が風下になる場合などには、クロルピクリン剤の使用を控える。
- ❑ クロルピクリン剤を住宅等に近い圃場で使用する際に、上記①②の対応が難しい場合は、クロルピクリン剤以外の土壌消毒剤を使用することを検討します。

チェックシート記入年月日: 年 月 日

チェックシートを記入された方、法人のお名前: 様

本チェックシートに御記入いただきましたお客様の個人情報は、クロルピクリン剤の安全かつ適正な使用がなされているかの確認の目的のみに使用致します。

販売店名: